



2025年4月15日発行（季刊）



う 羽 化 か

ISSN1880-8646
2025年4月
第133号

横 浜 漢 点 字 羽 化 の 会
〒231-0063 横浜市中区花咲町1-46-1-1105 Tel 090-9003-7279
発行責任者 代 表 岡 田 健 嗣
編集責任者 宮 澤 義 文



目 次

顧みて（2）（岡田健嗣）	1
点字から識字までの距離（126）（山内 薫）	7
漢文のページ	13
字式について（7）（岡田健嗣）	15
ご報告とご案内	17
編集後記（宮澤義文）	19

顧みて (二)

岡田 健嗣



四

今回は私の極私的な当時の情況からお話を始めさせていただきます。

一九八〇年代に入ろうかというころ、私も生活の基盤を固める必要に迫られて、独立に踏み切りました。つまり俄然身边が慌ただしくなってしまったのです。そのために一年ほどは、漢点字から遠ざかった生活を送っていましたが、少しずつ生活のペースが整って来ますと、何か物足りないものを覚えるようになりました。何が物足りなかったのかと思います。と、折角何とか終了した当用漢字の漢点字の習得も、このままでは使わないままに何れ忘れてしまうのではないか、という危慮を抱いていたからのように思います。

通信教育を受講していたころは、川上先生ともお手紙のやり取りをしていましたが、受講を終えますと、毎日の生活に追われて、個人的なお話をするものもなくなりましたし、年三回か四回送られて来る『新星通信』という漢点字版の日本漢点字協会の機関誌を読むことだけができることという、先生との間も、細々と繋がりを保つのがやつとという状態となってしまうしました。

川上先生は、漢点字の普及に当たり、どういうことをしなければならぬかということを、『新星通信』の誌上で語られました。そして私自身もそのご見解に、原則としては異議を挟むことはできないものと同じっておりました。

その川上先生の漢点字の普及の方法を、私の言葉に置き換えて記してみたいと思います。それは、多くの視覚障害者に、漢点字を習得してもらう、それはこれまで行ってきた通信教育を継続することによって行う。だが、それだけでは漢点字を生かすことにはならない。漢点字を文字として生かすためには、漢点字を習得した視覚障害者に、漢点字で表された書物を読ん

でもらう必要がある。多くの書物を読むことで、そこから知識を得ることと、そればかりでなく、考え方のプロセスを推し進めて行ってもらうことができるし、それが最も大事なことののだ、というものだったと思います。川上先生は、いただいたお手紙の中に、沢山本を読んで、「思想を豊かにして欲しい」とおっしゃっておられました。

そこで先生の行われたことは、漢点字ボランティアの育成と、漢点字書の製作でした。

製作された漢点字書は、『新星通信』に紹介されて、点字図書館と同様の方法で、郵送で貸し出されました。

私も何冊かお借りしたことがございます。

今その読書の印象を記しますと、大変驚いたことを思い出します。私達視覚障害者の読書と申しますと、それまでは、カナ点字で書かれた点字書を触読するか、あるいは音訳者の方が読み上げて音訳されたものの録音図書を聴読するという方法でした。それらは、基本的には話し言葉の音声に沿った音（カナ）で表されたものだと言うことができますと思います。

ところが川上先生のお作りになった漢点字書は、たとえば明治の作家である國木田独歩の短編がありました。それは、独歩の書いた当時そのままに旧仮名遣いで書かれたものでした。「旧仮名遣い」、不思議なお話ですが、私には大変新鮮な体験だったのでした。お話には聞いておりましたが、旧仮名というのは大変読み難いものだと思いますが、初めて触れた印象は、日本語の本来の姿に接した思いがしたこと覚えております。それに比べて私がこうして書いている現在の文章は、どこか雑な、荒いものに思われても来ました。現代の仮名遣いで「思う」「言う」と書くところを、旧仮名遣いでは「思ふ」「言ふ」と書きます。現代の送り仮名では「あいうえお」を使うところを、旧仮名遣いでは「はひふへほ」が用いられます。また、原則はよく分かりませんが、現代では「い・え」で表されるところに、「ゐ・ゑ」が使われることがよくあります。こういうことに実際に接してみると、現在では特別なことになっていることが、嘗ては普通に行われていたということが、ある意味、懐かしさのようなものとともに理解されて来るように感じ

られたのでした。

旧仮名遣いの例を挙げますと、現在では既に分からなくなっていることに、嘗て電報の文字を誤りなく伝えるために、カナの音の一つ一つ分けて伝えるということが行われていました。「お」は「おおさか（大阪）のお」、「と」は「とうきやう（東京）のと」、「な」は「なごや（名古屋）のな」というように言われるものです。多くは地名を利用したようですが、「ゆ」は「ゆみや（弓矢）のゆ」、「る」は「るすばん（留守番）のる」、「れ」は「れんげ（紫雲英）のれ」と使用されました。

ところが最後の方にある「を」が、「をはりのを」となっています。さてこの「をはり」とは何のことでしょうか。旧仮名遣いの知識がなければ分からない語です。当てられていた漢字は「尾張」でした。名古屋を中心とした地域の旧国名です。この「尾」の訓読の「お」が、旧仮名遣いでは「を」となっていて、旧仮名遣いが一般であったころにはこのことは常識とされていたものだったことが分かります。この常識が、現在では既に通用しなくなつて、発音の音で「おわりの

お」と言われて「を」を頭に浮かべることは困難になつてゐるのが現在では常態です。「男（をとこ）・女（をんな）・鼻緒（はなを）」などと、元々は「尾」以外にも「を」で表される「お」の音は多数ありましたが、現在は忘れられてしまったということでしょうか。

私達視覚障害者は、発音に従つた音で表されたカナ点字しか知らなかったのと、「おわりのお」が「をはりのを」で、その「をはり」が「尾張」であることも知らないままに、しかも耳には入つて来ていたので、意味を理解できぬままに「そんなものか」と受け入れざるを得ない状態だったということでした。このようにして私は、初めて独歩の短編に触れて、初めて旧仮名遣いに触れて、これが「温故知新」ということかと、微かながらも納得した思いを抱きました。歴史の厚みを旧仮名遣いに触れることで実感したように思いますし、歴史は断絶されてはいけないことを知らされた思いをしたのでした。

序でに申せば「をはりのを」は「尾張」ですが、発音の音で「おわりのお」と耳にしますと、私達はまず

は「終わり」と受け止めたのではなかったかと思えます。これは間違いなく間違いなのですが、この「終わり」を旧仮名遣いで書きますと、「をはり」となりまゝです。大変奥の深いことと思わずにはおられません。現在でも、助詞では「は・へ・を」が使用されていますし、発音に従った表記を標榜しているカナ点字も、助詞の「を」は「を」を採用しています。この辺りも、一貫し切れない何かを垣間見る思いがします。

さてここで、一言白状しなければならぬことがあります。

こうして川上先生は漢点字書を多数お作りになって漢点字を使用する視覚障害者に貸し出しする活動を行われましたが、私はよい読者ではありませんでした。私には、「本を読む」ということには、その前に、「読みたい」という一語を置かなければ、落ち着きが悪いという思いがありました。ところが残念なことに、『新星通信』に紹介される漢点字書には、なかなか「読みたい」と思わせる本を見出だせませんでした。勢い先生へのご連絡も間遠になって、空間的ばかりでなく時間的にも距離を置く結果となってしまいました。

した。

五

一九八〇年代当時、私は漢点字とどのように向き合っていたのでしょうか。

先にも述べましたように、漢点字書を読むこととはほんの僅かでした。従って漢点字を読むことから何かを得たということも、ほんの僅かということが言えます。

その代わりと申しますか、それに代わることはできないことが後に分かるのですが、音訳書を読むように聴読しました。音訳されていて、私の興味を惹く音訳書を、手当たり次第借り出して、聴読しました。人生の時期としてはかなり遅くはありましたが、いわゆる乱読これ努めたということになります。読書と言うには、このころ仕込んだ読書の経験が、現在の私の財産となっているように思います。読書の総量としては極僅かなものですが、それでも書物の選択と聴読には、力を緩めることはなかったのではないかと記憶します。

八〇年代も終わりに近づいたころ、私達視覚障害者の周辺にも音声で画面を読み上げるソフトウェアが開発され始めて、パソコンが普及し始めました。このことが、私達視覚障害者にとって、極めて大きな意味を持つようになりました。漢点字の普及が現在も遅々として進まないことも、このことがその一つの因となっているのではないかと、私は考えているのですが、視覚障害者の間にパソコンが普及することは、視覚障害者の言語活動の可能性を広げたという面とともに、文字の読み書きの安易さをも「保証」してしまったという側面もあるように思われております。この点については、後ほど触れたいと思います。

私達視覚障害者は、それまでは文字の世界から疎外されていました。取り分けわが国の文字の状況は、絶対的な疎外と言つてよいものです。その疎外とはどのようなものだったかと申しますと、ここまで述べて来たことに重なる事柄です。視覚障害者の使用できる触読文字に、「漢字」がなかったこと、それによつて視覚障害者は、「漢字」を学ぶ機会を得られなかったという事です。従つて先天の視覚障害者は、「漢字」を知らないまま、一生を送らざるを得ませんでした

し、現在もその状況は、ほとんど変化ありません。このことは文字を巡る全ての事柄に言えることで、文字を巡つて何が行われるかと言えば、それは「読むこと」と「書くこと」に集約されます。そのどちらもが閉ざされて来たのでした。

ここで欧米の事情を見てみましょう。

欧米では、一八二五年にフランスで、視覚障害者のルイ・ブライユが、触読文字である「点字」を開発しました。現在英語で「点字」のことを“braille”と呼ぶのは、このブライユの名に因んでのことです。この文字は、六つの点の組み合わせでアルファベツトを表すもので、その後の各言語に沿つた開発がなされて、現在では話し言葉と同じ速度で音読できる触読文字となっています。

その後、一八七四年に、一般の欧文タイプライターが開発されて、視覚障害者も、読み返すことができないうということはあつても、キーを打てばアルファベツトが書けるという状況がもたらされました。点字であれば自分で読むことができ、読み返すことはできなくとも、タイプライターで文字が書けるという状況が、わが国とは言語が異なるということもあつて、わが国

より一早く訪れたのでした。私も英文タイプライターで英文を書いて、何とか先方とコミュニケーションを成立させた経験があります。

振り返ってわが国では、「日本語の特殊性」ということでしょいか、川上先生によって「漢点字」が開発されるまで、視覚障害者は、日本語の表記の中心的な文字である「漢字」を、習得することができませんでした。「漢点字」の登場で、やっと視覚障害者の触読文字として、「漢字」の世界が開かれました。ここに「漢字」を習得して、「漢字」を読むことで、わが国の言葉の世界に、視覚障害者も参加できる環境が整ったかに見えたのでした。

そしてそこに、音声で操作するパソコンが登場して、自らの手で文字を書くということが、曲り形にもできるようにになりました。「曲り形にも」とは、何を言おうとするのかと問われましょうか。

当時の私は、パソコンにはあまり親しみを持てずにおりました。しかし、パソコンを使うことで文字が書けるという話を耳にして、文字を書きたい一念で、何とか私もパソコンを使いたいと考えました。まず試み

ましたのが、音声ワープロと呼ばれるワード・プロセッサのソフトウェアとパソコンを購入することでした。説明書に従って組み立てて、ソフトウェアを起動しますと、確かに文字が書けるようになりました。このソフトウェアは、漢点字の符号を利用して、一字一字入力する方式を採用していました。そのように入力しますと、まずファイルが作られて、印字というコマンドを起動しますと、文字データがプリンタに送られて、紙に印字されます。そうして初めて印字に成功した時は、感動さえ覚えました。私が自身の力で、機械を頼ってではありませんが、初めて文字を書いたのですから、今でもその感動は忘れません。

こうして「漢字」を表す触読文字である「漢点字」と、音声ワープロの登場で、視覚障害者の読み書きの環境は整ったと言えた、のですが、何故か「漢点字」は、普及しませんでした。

拙稿は、このところを考えたいと思い書き始めたのだということを、私自身、今改めて自覚して臨もうとしております。

つづく

点字から識字までの距離 一二六

山内薫

障害をめぐる条約や法規の現状（四）

「障害者の権利に関する条約」（三）

日本が障害者権利条約を批准してから十余年が経過した。障害者権利条約の第三十四条は「障害者の権利に関する委員会」となっており、この委員会は障害者権利条約の国際的モニタリングを担う機関として設置されている。委員会は国とその国の障害者団体をはじめとする市民社会団体が提出した報告書をもとに、障害者権利条約の実施状況についての審査を行う。

委員会では日本が提出した第一次報告書について二〇二二年八月二二日と二三日の二日間にあたって検討が行われ、九月二日の会合で最終見解を採択し、九日に勧告（総括所見）が出された。次回は二〇二八年二月二〇日までに今回の勧告が国内でどのように実施されたかという情報も含めた定期報告の提出を求めている。

この「日本の第一回政府報告に関する総括所見」

（原文は英語で二〇二三年一月に公表された日本政府の仮訳では「日本の第一次報告書に対する最終見解」となっている。その後日本障害者フォーラム（JDF）が修正箇所などを検討し二〇二三年一〇月に発表した仮訳のタイトル。以下はこの仮訳によって引用する。）は、Ⅰ 序論、Ⅱ 肯定的な側面、Ⅲ 主要分野における懸念及び勧告、Ⅳ フォローアップの四つで構成されているが、A4版一七ページの報告書の一五ページをⅢが占める。

肯定的な側面では、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」の批准や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策促進法」など障害者関係の国内法整備、国及び自治体の障害者計画などが挙げられている。

懸念及び勧告は、A 一般原則及び義務（第一～四条）、B 個別の権利（第五～三〇条）、C 具体的義務（第三一～三三条）の障害者権利条約の各条項を大きく三つに分けて述べている。いずれの場合も、まず懸念が述べられ、その懸念に対する勧告が行われるというスタイルを取っている。勧告については英語の成文でも日本語の仮訳でも太字で表記している。

例えば障害者権利条約の第二条定義などを含む「A

一般原則及び義務（第一～四条）」のはじめでは五つの懸念に対してそれぞれ勧告がなされている。（A）ではその他に四つの懸念と勧告が出ている）

「（a）障害関連の国内法および政策が、条約の障害の人権モデルと調和しておらず、障害者に対する父権主義的なアプローチを継続させていること。

（b）より集中的な支援を必要とする者及び知的障害者、精神障害者、感覚障害者の障害手当及び社会的包摂のための制度からの排除を助長する法規制及び慣行に亘る障害の医学モデル（機能障害及び能力評価に基づく障害認定及び手帳制度を含む）の永続。

（c）「mentally incompetent（心神喪失）」、「mental derangement（精神錯乱）」、「insanity（心神喪失）」等の侮蔑的な用語及び「physical or mental disorder（心身の故障）」に基づく欠格条項等の差別的な法規制。

（d）特に、「inclusion」（包容）、「inclusive」（包容する）、「communication」（意思疎通）、「accessibility」（施設及びサービス等の利用の容易性）、「access」（利用）、「particular living arrangement」（特定の生活施設）、「personal assistance」（個別の支援）、「habilitation」（ハビリテーション）（適応のための技能の習得））等条約上の用

語の正確な和訳。

（e）移動支援、個別の支援（パーソナルアシスタンス）及び意思疎通支援を含む、地域社会における障害者への必要なサービス・支援の提供における地域及び地方自治体間の格差。」

この五項目に対する勧告は以下のようになっている。

「（a）障害者、特に知的障害者及び精神障害者を代表する団体との緊密な協議の確保等を通じ、障害者が他の者との平等を基礎として人権の主体であると認識し、全ての障害者関連の国内法制及び政策を本条約と調和させること。

（b）障害認定及び手帳制度を含め、障害の医学モデルの要素を排除するとともに、全ての障害者が、機能障害にかかわらず、社会における平等な機会及び社会に完全に包容され、参加するために必要となる支援を地域社会で享受できることを確保するため、法規制を見直すこと。

（c）国及び地方自治体の法令において、侮蔑的文言及び「physical or mental disorder（心身の故障）」に基づく欠格条項等の法規制を廃止すること。

（d）本条約の全ての用語が日本語に正確に訳されることを確保すること。

（e）移動支援、個別の支援（パーソナルアシスタンス）

ス)及び意思疎通支援を含め、地域社会において障害者が必要とするサービス・支援の提供における地域及び地方自治体間の格差を取り除くために、必要な立法上及び予算上の措置を講じること。」

前回指摘した「合理的配慮」のように、委員会では未だに侮蔑的な用語を使用したり、条約上の用語の正確な日本語訳について言及している。

以下三十五の項目に渡って様々な懸念とそれに対する勧告が述べられているが、ちなみに総括所見の中で「点字」という用語が四力所出てくるのでその部分を紹介したい。

「・司法手続の利用の機会(第一三条)の勧告

(b) 障害者の全ての司法手続において、本人の機能障害にかかわらず、手続上の配慮及び年齢に適した配慮を保障すること。これには、配慮に要した訴訟費用の負担を含む。また、利用しやすい形式での公式情報及び手続に関する通信へのアクセスを保障すること。

これには情報通信機器、字幕、自閉症の人の支援者、点字、わかりやすい版(Easy Read)及び手話言語を含む。

・表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会(第二条)

(b) 点字、盲ろう通訳、手話言語、「わかりやす

い版(Easy Read)」、平易な言葉、音声解説、動画の文字起こし、字幕、触覚、補助的及び代替的な意思疎通手段のような、利用しやすい意思疎通様式の開発、推進、利用のための予算を十分に割り当てること。

・教育(第二四条)

懸念(e) ろう児に対する手話言語教育、盲ろう児に対する障害者を包容する教育(インクルーシブ教育)を含め、通常の学校における、代替的及び補助的な意思疎通の様式及び手段の欠如。

に対する勧告

(e) 点字、「わかりやすい版(Easy Read)」、ろう児のための手話言語教育等、通常の教育環境における補助的及び代替的な意思疎通様式及び手段の利用を保障すること。障害者を包容する教育(インクルーシブ教育)環境におけるろう文化を推進し、盲ろう児が、かかる教育を利用する機会を確保すること。

・健康(第二五条)

(b) 保健サービスに関して、点字、手話言語及び「わかりやすい版(Easy Read)」等、全ての障害者に利用しやすい様式で情報が提供されることを保障すること。」

ほとんどのところで、点字、わかりやすい版、手話

がセットになっているが、「動画の文字起こし」という言葉が初めて出てきている。

さて、この大部な総括所見を勧告当時障害者権利委員会の副委員長であった石川准氏が勧告内容を以下の五点にまとめている。

「・代行決定制度を廃止して障害者の法の下の平等を確保し、支援型意思決定制度を構築すること（知的障害者などの法的行為能力を制限する成年後見制度から、法的行為を支援する支援付自己決定制度への改革）」

・障害者の強制入院による自由剥奪を認めるすべての法的規則を廃止すること、および本人の同意のない精神科治療を合法化するすべての法的条項を廃止すること

・障害者の施設収容を終わらせるための迅速な措置をとること、および障害者が、居住地、どこで暮らすかを選択する機会を持ち、特定の生活形態で暮らすことを義務付けられないようにし、自分の生活に対して選択とコントロールを行使できるようにすること

・障害のある子どものインクルーシブ教育を受ける権利を認め、すべての障害のある生徒が、すべての教育レベルにおいて、合理的配慮と必要とする個別支援を受けられるように、質の高いインクルーシブ教育に関

する国家行動計画を採択すること

・パリ原則を完全に満たす国内人権機関を設立すること、およびその枠組みの下で障害者政策委員会の制度的基盤を強化すること」

（「障害者権利委員会 初の総括所見が日本に求めたもの」石川准『世界』二〇二三年二月号）

この五点の内、今後取り組みが期待されているが、現状との齟齬が明らかなのは三番目と四番目つまり、施設収容の終了と特別支援学校等の廃止の問題だろう。

内閣府の中に設けられている障害者政策委員会でもこの問題が検討されており、昨年の六月に開催された第七九回の議事録でもそのことが検討されている。以下いくつかの意見を見てみたい。（https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_jinkai/k_79/gijiroku.html）

「○安部井聖子（全国重症心身障害児（者）を守る会）

施設収容を終わらせる、特定の生活形態で暮らすことを義務づけられないようにすると書いてあります。収容には拘禁や身柄を拘束して自由を奪うというニュアンスがあると思います。そのような環境に置かれている人たちは、自ら選択した生活に移るべきだと思

ます。施設において医療や教育、福祉サービスを必要としない方々にとつては、ヘルパーさんなどの在宅福祉サービスを利用して生活を送れる社会が望ましいと思います。

しかし、地域移行、脱施設化の延長で語られる施設不要や廃止論は、現状として施設によって命が守られ生活できている障害者にとつては、命や生活の場が奪われてしまうのではないかと不安を覚えます。

総括所見で示された特定の生活形態とは、施設そのものの存在を問うものなのか。障害者の自立性や地域生活への包摂などの保障を問うものなのか。ほかに何か解釈があるのでしたら御教示いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○石川准（障害学会会長）

濃厚な医療を日常的に必要としている障害者が、現状、もし施設でしか命をつないでいくことができないとしたら、その施設を廃止するというのは命を守ることに反するので、そういうことを意味しているわけではありません。自分が少しでも望む形、自分が生活したい場所や一緒に暮らしたい人と暮らすことと、濃厚な医療を必要とするということ、この二つは両立させていきたい。両立させるということ諦めずにその目標を立てて、できることをやっていくということが、

この勧告から読み取れることだと思っています。

重症心身障害児（者）と呼ばれている人たちは、未来永劫、施設でしか生きられないのかどうか。そのように諦めてしまうと、そういうことになってしまいうで、そうではないと。そんなことはないはずだと。問題を解決してインクルーシブな地域での生活ができる。家族との生活ができ、かつ、医療的ケアが受けられるようにするにはどうしたらいいのか。これは環境整備を行っていくということを言っているのであつて、直ちに重症心身障害児施設を閉めるなどという乱暴なことを言っているわけではないと思います。」

「○北川聡子（日本知的障害者福祉協会）

昨年、二度イタリアに行ってきました。イタリアでは九九%インクルーシブだったのですけれども、クラス全体で学ぶことと個別の支援との両立がきちんとされているという印象です。そして、いろいろな子供が出る前に教室で学び合っているという、そこがいいなと思いました。クラスが小さかったり、大人の配置が多かったりしているわけですが、まず、教育の方法論として、大学とか専門学校とともに学び合える、学び合うという授業の方法論を先生方が四〇年かけて学んできているので、そういうインクルーシブの

教育が成り立つのではないかなと思いました。

日本はまだそういう教育方法論がないので、一緒に、分離かになってしまいうので、これを具体的に進めていかなければいけないのと、共に同じ教室にいろいろな子がいていいのだという人権教育を、大人のほうが大学とか専門学校で学んでいく必要があるのではないか。」

またインクルーシブ教育について次のような意見も重要であろう。」

「○曾根直樹（日本社会事業大学専門職大学院）

第二四条の教育に関しては、障害の有無にかかわらずインクルーシブ教育を推進するということを勧告しています。

そうしますと、同じ学校の中で、障害のある子供も障害のない子供も共に学ぶということがこれからは主流になっていくという中で、虐待については、障害者虐待防止法というのは障害者だけに適用される法律です。で、障害児が虐待を受けた場合だけは通報義務がかかるというような、ちよつとちぐはぐな対応をせざるを得なくなるということが、この勧告に沿った対

応をした場合に想定されると思います。

私は、学校教育における虐待の通報義務等については、障害児だけを対象にするのではなく、全ての子供たちに対して通報義務、あるいは虐待防止の措置がかかるような法制度にするべきではないかと考えておりまして、この勧告については、矛盾があると思っていますところですよ。」

と、この勧告の矛盾点を指摘する意見も出ている。

以上見てきたように、国連の「障害者の権利に関する委員会」の勧告に従って問題を解決して行くにはまだ大きな障壁があることが分かる。それは言葉の問題つまり認識の問題一つを取っても明らかである。

次回二〇二八年二月までに提出する定期報告までどこまで改善されているか、建設的な対話ができるか、見守っていきたい。

『詩経』 豳 風（国風）より

狼 跋
ろうばつ

狼 跋^ミ 其^ノ 胡^ヲ 載^チ 寔^ニ 其^ノ 尾^ニ

公 孫^ハ 碩^{タリ} 膚^キ 赤^ハ 烏^ハ 几^{タリ} 几^{タリ}

狼 寔^ニ 其^ノ 尾^ニ 載^チ 跋^ニ 其^ノ 胡^ヲ

公 孫^ハ 碩^{タリ} 膚^{タリ} 德^マ 音^マ 不^レ 瑕^マ

胡^{（二）} 獸^{（一）} の あご の 垂れ 下 が つ た 肉
碩^{（二）} 膚^{（一）} （せきふ） 男子の容姿が麗しい
烏^{（二）} 几^{（一）} （くつ） 靴、沓（くつ）、はきもの
几^{（二）} 几^{（一）} （きき） （はい） ている 沓が美しい

狼が顎^{あご}を踏み、今度は
公孫はまことに麗しく、
赤い靴も美しい。



狼が尾つぽにつまみずき、
今度は顎を踏みつけた。
公孫はまことに麗しく、
その高き脊は尽きることなし。

ろうそ こ ふ すなわそ お つまみず
狼 其の胡を跋み 載ち其の尾に寔く

こうそん せきふ あか くつ きき
公孫は碩膚たり 赤き烏は几几たり

ろうそ お つまみず すなわそ こ ふ
狼 其の尾に寔き 載ち其の胡を跋む

こうそん せきふ とくいん や
公孫は碩膚たり 德音瑕まず

祖霊神に一族の生活を脅かす悪霊を祓い除いて
生活の安寧を祈願する詩。「狼」は悪霊を具現
化したもので、ここでは狼に扮した者を指す。
「公孫」は祖霊神の憑依した尸（かたしろ）で、
悪霊を象徴する狼を退治するのを演じる。

国風（風ともいう）は『詩経』の部立ての一つ。
神降ろし・神招きの歌を原型とする十五の国（地域）
の民謡を集める。豳風は十五国風のうちの最後に
挙げられ、「狼跋」をふくむ七篇の詩を収録する。

※ 新書漢文大系『詩経』石川忠久著・福本郁子
編（明治書院）による。



狼 跋 ミ 其 ノ 胡 ヲ 載 チ
 憲 ク 其 ノ 尾 ニ
 公 孫 ハ 碩 膚 タリ 赤 キ 鳥 ハ 几
 几 タリ

狼 キ 其 ノ 尾 ニ 載 チ
 跋 ム 其 ノ 胡 ヲ
 公 孫 ハ 碩 膚 タリ 徳 音 不 瑕 マ
 ～ 憲 十・ ワ 冠 / 田 / 疋 ち つま ずく
 ～ 鳥 白 ・ 一 ; 勺 っ つみ がまえ >
 せき くつ かた

(↑は、よつてん・れっか「ㄣ」を示す)

※ 憲（つまずく）鳥（くつ）は、JIS第1第2水準外の漢字です。

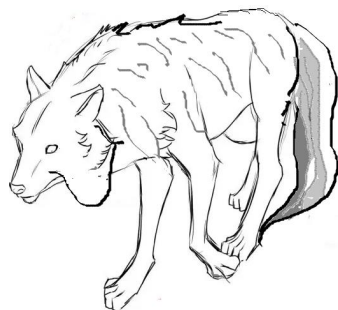
四字熟語になった『詩経』の狼 跋

「前跋後憲（ぜんぱつこうち）」

前に跋み 後に 憲く

どうすることもできない窮地に
追いこまれること。

（年老いた）狼は前に進もうとすると
垂れ下がった自分のあごの肉を踏
み、後ろに進もうとすると自分の
尾を踏んで倒れる。



（四字熟語辞典オンライン、コトバンクの「普及版字通」も参照）



参考資料

字式について (七)

岡田健嗣

前回に引き続き、漢字の字形を字式で表す方法をご紹介します。
漢字の音読を五十音の順に並べます。

「介」 カイ (よろい たすける へだてる)
やね / 〓 儿 (ひとあし) 𠂔

「回」 カイ ㄣクワイ、 エ ㄣエ、 まわる まわす (めぐる
かえる)
口 (くに構え) > 口

「灰」 カイ ㄣクワイ、 はい
厂 (がんだれ) > 火

「会」 カイ ㄣクワイ、 エ ㄣエ、 あう (あつまる)
やね / 云 (うん) (云 二・ム)

「會」 やね / 一 / 口 (くに構え) > 小 / 日

「快」 カイ ㄣクワイ、 ころよい (はやい)
立心偏 + 夬 (夬 ユ \ 人 かい)

「戒」 カイ いましめる
卩 (にじゅうあし) < 戈 (ほこ構え)

「改」 カイ あらためる あらたまる
己 + 攴 (ノ文)

「届」 とどける とどく (カイ いたる)
尸 (しかばね) > 由

「届」 尸 > “口 (うけばこ) > 土”

「怪」 カイ ㄣクワイ、 あやしい あやしむ (ケ)
立心偏 + 又 / 土

「拐」 カイ (かたる)
手偏 + 口 / 刀

「悔」 カイ ㄣクワイ、 くいる くやむ くやしい
立心偏 + 每 (每 ノー / 母)

「悔※」 立心偏 + 每※ (每※ ノー / 母)

「海」 カイ うみ
さんずい + 毎 (毎 ノー／母)

「海※」 さんずい+毎※ (毎※ ノー／母)

「界」 カイ (さかい)
田・介

「皆」 カイ みな
比 / 白

「械」 カイ (かせ からくり)
木偏 + 戒

「絵」 カイ “クワイ” エ “エ” (え えがく)
糸偏 + 会

「繪」 糸偏 + 會 (會 やね／一／口 (くに構え) > 小／日)

「開」 カイ ひらく ひらける あく あける
門構え > 一・升 (にじゅうあし)

「階」 カイ (きだ きざはし)
こざと偏 + 皆

「解」 カイ ゲ とく とかす とける
角偏 + 刀 / 牛

「塊」 カイ “クワイ” かたまり (つちくれ)
土偏 + 鬼

「壞」 カイ “クワイ” こわす こわれる (やぶれる)
土偏 + 十・网 (あみがしら) / 衣

「壞」 土偏 + “衣÷网・‘二+ | +二’”

「懷」 カイ “クワイ” ふところ なつかしい なつかしむ なつ
く なつける (おもう いただく)
立心偏 + 十・网 (あみがしら) / 衣

「懷」 立心偏 + “衣÷网・‘二+ | +二’”

「刈」 かる (ガイ)
メ + 立刀

「外」 ガイ “グワイ” ゲ そと ほか はずす はずれる



タ + ト (ぼく) *B

「効」 ガイ (カイ せめる しらべる)
亥 +*B力 (亥 ㄣ (なべぶた) ・く・ノ／人 がいい)

「害」 ガイ (そこなう わざわい)
ウ冠 / ˆ主 / 口 (ˆ主 三\・|)

「涯」 ガイ (みぎわ はて)
さんずい + 厶 (がんだれ) >圭 (圭 土／土 けい)

「街」 ガイ カイ まち (みち)
行構え > 圭 (圭 土／土 けい)

「慨」 ガイ (なげく)
立心偏 + 既

「該」 ガイ (やくそく そなわる)
言偏 + 亥 (亥 ㄣ (なべぶた) ・く・ノ／人 がいい)

「概」 ガイ (とかき あらまし おおむね)
木偏 + 既

「報告と」案内

一 昨年度・二〇二四年度に賛助会費をご納入いただきました皆様に、深く感謝申し上げます。

ご芳名を左に掲げて御礼とさせていただきます。

雨宮絢子様、関口常正様、河村美智子様、
清水静雄様、政井宗夫様、田崎吾郎様、
岡稻子様、武田幸太郎様、木原純子様、
大滝正雄様。

謹んで御礼申し上げます。

有効に使用させていただきます。

二 『諸注評釈新芭蕉俳句大成』

昨年度・令和六(二〇二四)年度分の、横浜市中心図書館様の納入書として、『諸注評釈新芭蕉俳句大成』(佐藤勝明編、明治書院)の漢点字版を、第四分冊から第一一分冊までの八分冊を製作して、納入致しました。

図書館を通して貸し出しを受けられますので、奮っ



てご利用下さい。

その中から、芭蕉の最後の句をご紹介します。

清滝や波にちり込（こむ） 青松葉 （笈日記）

【考】 元禄七（一六九四）年、芭蕉最後の作。季語については、「ちり松葉」（常盤木の落葉）で夏とする説、一句の季感から夏とする説、名所の無季の句とする説とがある。『芭蕉翁追善之日記』『笈日記』一〇月九日の条に、京都の嵯峨で詠んだ「大井川浪に塵なし夏の月」が園女亭で詠んだ「＊ 白菊の目にたてゝ見る塵もなし」と紛らわしいので改作したと言って、病床の芭蕉が支考に示した句として出る。去来も同様のことを芭蕉から聞き、元禄八年一月二九日付許六宛書簡や『旅寝論』『去来抄』に記しているが、改作前の句を「＊ 清滝や浪に塵なき夏の月」としている。改案のことは、去来經由『浪化日記』、許六の「自得発明弁」（『俳諧問答』）、支考經由土芳の『蕉翁句集草稿』『三冊子』にも記される。『翁草』に「清滝眺望」と前書。『泊船集』は「清滝」と前

書、「波に塵なしといふを、か様になしけるは翁の遺言也」と付記する。

【解】 清滝の清冽な溪流に青々とした松葉が散り、波に吸い込まれて行く、の意。「清滝」は清滝川。嵐山の上流で大井（大堰）川に合流する。

（中略）

【評】 季語について、【考】に挙げたように諸説があるが、諸注も指摘するように、常盤木の落葉は古葉の落ちるの言い、『御傘』には「松竹の落葉は雑也」ともあって、準じるとしても違和感をぬぐえない。素直に雑の句としてよいのではないだろうか。一句の解については、単なる景気の句と見る説、死を前にした芭蕉の心象風景を読み取ろうとする説とがあり、後者においても、その心象風景をどう捉えるかで意見が分かれる（諸家の説については、福田真久前掲書及び『芭蕉、世界へ』（あまのはしでて出版、一九九四）に詳しい）。その背景には、本句を動的なものとするか、静謐なものとするかの違いがあり、その点の吟味も必要であろう。

「嶋中道則」

編集後記

今号の岡田様の「顧みて」では、漢点字の普及に何をしなければならぬか。漢点字を学習してもらう。書物を読んで知識を増やしてもらうこと。カナ点字の触読や聴読のときを経てパソコン・ソフトなどの普及で、視覚障害者に漢字の世界が開かれた。一方触読文学に漢字がなかったことから漢字を学ぶ機会が得られず、漢点字が普及しない現状のくやしさを、苦悩を感じました。しかし、岡田様の文字を書きたいという強い信念と一心不乱に突き進む姿が感じられました。次回以降が楽しみです。

今年は春一番が吹いたのでしょうか。

世界中にトランプ関税のあらしが吹き荒れ、混乱を増すロシア、ウクライナやハマス、イスラエルなどの争い、良い風は吹いていません。明るさといえば、関西万博、気候が安定し春らしくなったことでしょうか。日頃通る道端にも、桜、チューリップ、躑躅などが百花繚乱、雑草にもきれいな花が咲き目を楽しませてくれます。

宮澤義文

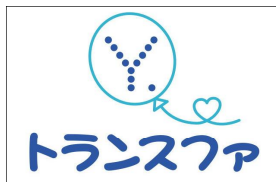
(有) 横浜トランスファ福祉サービス

障害者自立支援法の下、障害者にガイドヘルパーを派遣して、外出を支援しています。対象は、横浜市在住・在宅の、視覚・肢体・知的重度障害者。

常時募集・ガイドヘルパー：資格・ホームヘルパー2級以上、および視覚・肢体障害者移動介護研修修了。

業務概要：上記障害者の外出支援。詳細は担当・柳田まで。

研修者募集：弊社では、ガイドヘルパー（視覚障害者）の資格取得研修を実施致します。詳細はホームページで。



URL: www.ytrans.net

〒231-0063横浜市中区花咲町1-46-1

GSプラザ桜木町1105

電話: 045-263-0306

FAX: 045-263-0316

E-MAIL (岡田健嗣) : okada_tr_eib@ybb.ne.jp

横浜漢点字羽化の会 URL : <http://www.ukanokai-web.jp/>

《表紙絵 岡 稲子》 次回の発行は2025年7月15日です。

※本誌(活字版・DAISY版・ディスク版)の無断転載は固くお断りします。

